

保育所保育指針 中間報告後の修正、その主なポイント

○ 第1章総則 「4. 保育所の社会的責任」

保育所の特性や責任についてより厚みを持たせ、日常的な対応や実践の中で取り組むことの重要性を強調した。

- (1) 「保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して、保育を行わなければならない。」
- (2) 「保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない」

○ 第3章 保育の内容1—「(1) 養護に関わるねらい及び内容」

養護に関わる「ねらい」と「内容」について、概念の違いによる書き分け、重複を避けるなどの調整を行った。特にねらいについては簡潔に示すとともに、「教育に関わるねらい及び内容」、「保育の実施上の配慮事項」、第5章「健康と安全」との整合性を図った。

○ 第4章 保育の計画及び評価 「1. 保育の計画」他

保育所における全体的な「保育計画」を「保育課程」と改め、保育の基本としての重要性や、保育課程に基づく計画的かつ組織的な保育実践や自己評価を位置づけた。

「保育所は、第1章（総則）に示された保育の目標を達成するために、保育の基本となる「保育課程」を編成するとともに、これを具体化した「指導計画」を作成しなければならない。

（以下略）」（第4章前文）

○ 第5章 健康及び安全「4. 健康及び安全の実施体制」

保育所における子どもの健康と安全の重要性と、そのための保育所の責任をより明確にした。特に施設長の責任の下、保育所全体で計画的、組織的に取り組むことの重要性を打ち出した。

「施設長は、入所する子どもの健康及び安全に最終的な責任を有することにかんがみ、この章の1から3に規定する事項が保育所において適切に実施されるように、次の事項に留意し、保育所における健康及び安全の実施体制等の整備に努めなければならない。

- (1) 全職員が健康及び安全に関する共通理解を深め、適切な分担と協力の下に年間を通じて計画的に取り組むこと。

○ 第6章 保護者に対する支援 「1. 保育所における保護者に対する支援の基本」

保護者支援の基本に保育所の秘密保持について明記した。

- (6) 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事項の秘密保持に留意すること」

- その他、第2章「子どもの発達」についての記述をはじめ、各章で保育所や子どもの実態により即したものとなるよう、文言や語順の精査等を行い、細かい修正を行った。

中間報告（H19.8.3）以降の審議経過と今後の改定スケジュールについて

1 中間報告（H19.8.3）以降の審議経過

- 平成 19 年 8 月 9 日
 - ・ 第 1 回ワーキンググループ全体会開催
（以降、各ワーキンググループに分かれて作業を進める。）
- 平成 19 年 10 月 30 日
 - ・ 検討会（臨時会）開催
- 平成 19 年 11 月 30 日
 - ・ 第 2 回ワーキンググループ全体会開催
- 平成 19 年 12 月 21 日
 - ・ 第 15 回検討会
報告書を提出

2 今後の改定スケジュールについて

- 平成 20 年 2 月上旬
 - ・ 告示案についてパブリックコメント
- 平成 20 年 3 月上旬
 - ・ パブリックコメントにより寄せられた意見の公表
 - ・ 第 16 回検討会開催（解説書の公表）
- 平成 20 年 3 月末
 - ・ 保育所保育指針の公布
- 平成 20 年度
 - ・ 保育所保育指針の周知
- 平成 21 年 4 月 1 日
 - ・ 保育所保育指針の施行

保育所保育指針解説書の構成（案）

章 立 て ・ 項 目 立 て	主 な 内 容	P
序 章 （導入）		6
1. 改定の経緯	○保育所保育指針について、また解説書について明記するとともに、指針改定の背景や理由、基本的考え方を明らかにする。また、改定の要点を挙げ、保育の内容の充実と保育の質の向上を図るための指針改定であることを示す。	
（1）保育所保育指針とは何か		
（2）改定の背景		
2. 改定にあたっての基本的考え方		
（告示化の意義と指針の性格／内容の大綱化・性格の明確化／規範性を有することと保育所の創意工夫／内容や文言の明解性について）		
3. 改定の要点		
（1）保育所の役割の明確化		
（2）保育の内容の改善		
（発達過程等の把握による子どもの理解／養護と教育の一体的な実施という保育所保育の特性の明確化／健康・安全のための体制充実／小学校との連携		
（3）保護者支援		
（4）保育の質を高める仕組み		
第 1 章 総 則 （保育指針の基本となる考え方と全体像の明示）		17
1. 趣旨 （保育指針が規定する事項と目指すもの）	○保育指針の根幹を成す保育理念や保育所の役割・機能について、告示文に沿って明らかにする。特に保育所保育の特性や社会的責任について、保育所の今日的役割や社会から求められている事柄を踏まえ、明記する。 ○第 1 章に基づき第 2 章以下が展開され、整合性、連続性が図られていることを明記する。	
2. 保育所の役割		
（1）保育所の目的と子どもの最善の利益の考慮		
（2）保育所保育の特性		
（家庭との緊密な連携／専門的職員が環境を通して養護と教育を一体的に行う）		
（3）子育て支援（保護者への支援と地域子育て支援）		
（4）保育士の専門性		
3. 保育の原理		
（1）保育所の目標		
（保育の目標と保護者支援の目標／養護と 5 領域の保育目標／保育指導）		
（2）保育の方法		
（遊びを通して総合的に保育する／子ども相互の関わりや協同的学び）		
（3）保育の環境		
（保育環境の整備・環境の構成・関わり合う力を育む環境）		
4. 保育所の社会的責任		
（1）子どもの人格と人権の尊重		
（2）保育所の説明責任		
（3）個人情報保護と苦情解決		

<p>第2章 子どもの発達（発達の道筋、発達の特性や連続性についての明示と説明）</p>	22
<p>1. 乳幼児期の発達の特性 （人への信頼感と自我の芽生え／環境に主体的に関わる／子ども相互の関わりと社会性の発達／発達の個人差／集団の育ちと個の成長／生きる力の基礎を培う）</p> <p>2. 発達過程</p> <p>（1）Ⅰ・おおむね6か月未満 （著しい発達／特定の大人との情緒的な絆）</p> <p>（2）Ⅱ・おおむね6か月から1歳3か月 （「座る」から「歩く」へ／探索活動／愛着と人見知り／言葉の発見／離乳）</p> <p>（3）Ⅲ・おおむね1歳3か月から2歳 （行動範囲の拡大／象徴機能と言葉の獲得／友達や周囲の人への興味・関心）</p> <p>（4）Ⅳ・おおむね2歳 （基本的な運動機能／言葉を使うことの喜び／自己主張）</p> <p>（5）Ⅴ・おおむね3歳 （基本的生活習慣の形成／言葉の発達／友達との関わり／ごっこ遊びと社会性の発達）</p> <p>（6）Ⅵ・おおむね4歳 （全身のバランス／身近な環境への関わり／想像力の広がり／葛藤の経験／決まりの大切さへの気づき）</p> <p>（7）Ⅶ・おおむね5歳 （基本的生活習慣の確立／運動能力が高まる／目的のある集団行動／判断力・批判力の芽生え／仲間の中の一人としての自覚）</p> <p>（8）Ⅷ・おおむね6歳 （巧みな全身運動／自主と協調の態度／思考力と自立心の高まり）</p>	<p>○子どもの発達についての基本的考え方や、その特性、発達の道筋を告示文に沿って示し、子どもを保育していく上での大前提とする。子どもの発達の連続性や、関係性のなかで人が育つことなどについて、明らかにする。</p> <p>○発達過程の8区分の考え方は現行どおり。</p>
<p>第3章 保育の内容（保育のねらいと内容についての趣旨と説明）[64]</p>	65
<p>1. 保育のねらい及び内容</p> <p>（1）ねらい及び内容の基本的考え方 （「ねらい」「内容」の定義・意味内容／「養護」「教育」の定義・意味内容）</p> <p>（2）養護に関わるねらい及び内容（養護の重要性とその意義）</p> <p>ア 生命の保持（①快適な生活②健康と安全③生理的欲求の充足④健康増進）</p> <p>イ 情緒の安定（①安定感②自己発揮③自己肯定感④心身の癒し）</p> <p>（3）教育に関わるねらい及び内容（教育の重要性とその意義）</p> <p>ア 健康（①～⑨の「内容」についての説明）</p> <p>イ 人間関係（①～⑭の「内容」についての説明）</p> <p>ウ 環境（①～⑫の「内容」についての説明）</p> <p>エ 言葉（①～⑫の「内容」についての説明）</p> <p>オ 表現（①～⑩の「内容」についての説明）</p>	<p>○保育のねらいと内容、養護に関わる事項と教育に関わる事項について、その関連性なども踏まえながら、保育士が保育を把握し評価する視点として整理して明記する。</p> <p>○告示文に沿って一つ一つの内容を説明していく。</p>

<p>2. 保育の実施上の配慮事項（各々の発達過程と保育士の姿勢と関わりの視点）</p> <p>(1) 保育に関わる全般的な配慮事項（ア～カについての説明）</p> <p>(2) 乳児保育に関わる配慮事項（ア～オについての説明）</p> <p>(3) 3歳未満児に関わる配慮事項（ア～カについての説明）</p> <p>(4) 3歳以上児に関わる配慮事項（ア～ケについての説明）</p>	<p>○配慮事項については4項目に分けて示す。</p>	
<p>第4章 保育の計画と評価</p> <p>（計画性のある保育と保育の計画・評価についての説明とその重要性を明示）</p>		35
<p>1. 保育の計画</p> <p>(1) 保育課程とは</p> <p>(2) 保育課程の編成</p> <p>(3) 保育課程編成の留意事項</p>	<p>○保育計画という名称が保育課程と改められたことについて説明するとともに、保育課程の意義やそれに基づく指導計画の作成とその展開について明らかにする。また、特に留意すべき事項の中に示されている障害のある子どもの保育や小学校との連携について明記する。</p> <p>○保育所が計画に基づく保育の振り返りや自己評価を通して、保育の改善や専門性の向上を図っていくことの重要性について説明する。</p>	
<p>2. 指導計画の作成</p> <p>(1) 保育課程に基づく指導計画の作成 （保育課程と指導計画／長期的指導計画と短期的指導計画／指導計画作成の基本）</p> <p>(2) 指導計画の展開 （保育の過程とは／保育の振り返り／保育の省察の様々な方法）</p>		
<p>3. 特に留意すべき事項</p> <p>(1) 発達過程に応じた保育 （3歳未満児の指導計画／3歳以上児の指導計画／異年齢保育の指導計画）</p> <p>(2) 長時間にわたる保育 （長時間にわたる保育の実際／家庭との連携／職員の協力体制）</p> <p>(3) 障害のある子どもの保育 （障害のある子どもの理解と保育の展開／個別の支援計画とクラス等の指導計画との関連／職員間の連携／家庭との連携／地域や専門機関との連携）</p> <p>(4) 小学校との連携 （小学校との連携において前提とすべきこと／連携のあり方／情報の共有に関する基本的な考え方と内容／個人情報の取り扱いについて／放課後児童クラブとの交流）</p> <p>(5) 家庭及び地域社会との連携 （連携の必要性とその背景／保護者とのパートナーシップ／地域社会との連携）</p>		
<p>4. 保育内容の自己評価等（計画→実践→評価～計画と評価の連動と質の向上）</p> <p>(1) 自己評価の意義について</p> <p>(2) 保育士等の自己評価の視点</p> <p>(3) 保育者の学び合いとしての自己評価</p> <p>(4) 保育所の自己評価の観点</p> <p>(5) 自己評価の公表</p>		

<p>第5章 健康及び安全（保育所における健康と安全の意義と内容・方法・体制等）</p>		28
<p>1. 子どもの健康支援</p> <p>(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握</p> <p>①子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握の意義 (把握の意義／把握の方法／把握の実際／健康観察)</p> <p>②発育・発達状態の把握 (把握結果の対応／虐待等の早期発見と対策)</p> <p>(2) 健康増進</p> <p>(3) 疾病等への対応 (医務室等の整備／体調不良等や病初期の早期把握と適切な対応／感染症の集団発生予防／与薬の留意点／個別的な配慮を必要とする子どもへの対応／救急蘇生法等についての研鑽／病児・病後児保育事業を実施する場合の配慮)</p>	<p>○保育の基本となる子どもの健康と安全について、その重要性を明らかにするとともに、具体的な対応や援助について示していく。</p> <p>保育士、看護師や栄養士等、職員の連携や役割分担、嘱託医や関係機関との連携等、子どもの健康と安全を守る体制や決め細やかな対応について、詳しく明記する。</p>	
<p>2. 環境及び衛生管理並びに安全管理</p> <p>(1) 環境及び衛生管理 (感染症発症の予防対策／食中毒発生時の対応／子どもたちへ衛生指導／職員の衛生知識の向上と手順の周知徹底)</p> <p>(2) 事故防止及び安全対策 (日常の安全点検／災害発生時の対応／避難訓練／事故防止マニュアルの整備と事故防止／危機管理)</p>	<p>○食育の推進について、保育課程に位置づけ計画的に保育所全体で取り組んでいくことや、その内容、方法について明記する。</p>	
<p>3. 食育の推進</p> <p>(1) 食育の計画</p> <p>(2) 食育のための環境</p> <p>(3) 特別の配慮を含めた一人ひとりの子どもへの環境 (体調のよくない子ども／食物アレルギー／障害のある子ども／栄養士の専門的役割)</p> <p>(4) 食を通じた保護者への支援</p>		
<p>4. 健康及び安全の実施体制等</p> <p>(1) 健康と安全に関する活動</p> <p>(2) 専門職の連携の重要性</p> <p>(3) 家庭との連携</p> <p>(4) 専門機関・地域との連携</p>		
<p>第6章 保護者に対する支援（保育所の保護者支援の意義と具体的内容及びその方法）</p>		22
<p>保護者支援に関する原則／保育所における二つの子育て支援／子育て支援の機能と特性</p> <p>1. 保育所における保護者に対する支援の基本</p> <p>(1) 子どもの最善の利益と支援の原則</p>	<p>○保護者支援の原則や基本を踏まえることを明記する。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> (2) 保護者との共感 (3) 保育所の特性をいかした支援 (4) 保護者の養育力向上への寄与 (5) 相談・助言におけるソーシャルワークの機能 (6) プライバシーの保護及び秘密保持 (7) 地域関係機関との連携・協力 		
<p>2. 保育所に入所する子どもの保護者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの保育と密接に関連した保護者支援 (2) 保護者との相互理解 (3) 保護者の仕事と子育ての両立等への支援 (4) 保護者に対する個別支援 		
<p>3. 地域における子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における子育て支援の役割 (2) 地域子育て支援の二つの支援 (3) 子育て支援の活動場面 (4) 安心して利用できる環境づくり (5) 一時保育 (6) 地域関係機関との連携及び人材等の積極的利用 (7) 地域の子育て力向上への寄与 (8) 地域における関係づくり及び問題発生予防と早期対応 	<p>○保育所の2つに子育て支援について整理して明示する。また、保育所の特性を生かした支援について明らかにするとともに、保育士の専門性と保護者支援の役割と支援の方法や体制などについてに説明する。</p>	
<p>第7章 職員の資質向上（保育の質の向上に係る施設長の責務や職員の研修について）</p>		<p>20</p>
<p>1. 資質向上に関する基本</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保育所職員として求められる専門性と人間性 (2) 職員の共通理解と協働性 (3) 喜びと意欲をもって取り組むために 		
<p>2. 施設長の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の資質向上のための環境の確保 (2) 施設長の職務とその専門性の向上 (3) 研修の体系的・計画的実施 (4) 自己研鑽への援助と助言 		
<p>3. 職員の研修等</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 専門性を高める研修 (2) 主体的な学び、学び合いの環境づくり、保育所の活性化 	<p>○保育の質の向上、専門性の向上を図り、社会的責任を果たしていくために特に施設長の役割や研修が重要であることを明らかにし、学び合いの環境づくりや保育所の活性化につなげていくことを明記する。</p>	

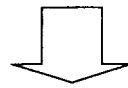
保育所保育指針の改定について

資料7

「保育所保育指針改定に関する検討会」報告書(平成19年12月21日)

改定の背景

- 子どもの生活環境の変化(人と関わる経験の不足、生活リズムの乱れなど)
- 保護者の子育て環境の変化(不安や悩みを抱える保護者の増加、養育力の低下など)



保育所に期待される
役割が深化・拡大

- ・質の高い養護や教育の機能
- ・子どもの保育とともに、保護者に対する支援を担う役割

保育所が果たすべき役割を再確認し、その役割・機能が適切に発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、指針の内容の改善・充実を図ることが必要。

改定に当たっての基本的考え方

- 質の向上の観点から、大臣告示化により最低基準としての性格を明確化
- 保育所の創意工夫や取組を促す観点から、内容の大綱化(現行の13章を7章に)
- 保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明解で分かりやすい表現に
- 指針と併せ、解説を作成

改定の内容

○ 保育所の役割

- ・ 保育所の役割(目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など)、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化

○ 保育の内容、養護と教育の充実

- ・ 養護と教育が一体的に展開される保育所保育の特性とその意味内容の明確化
- ・ 養護と教育の視点を踏まえた保育のねらいと内容の設定
- ・ 保育の内容の大綱化、改善・充実
- ・ 誕生から就学までの長期的視野を踏まえた子どもの発達の道筋
- ・ 健康・安全及び食育の重要性、全職員の連携・協力による計画的な実施

○ 小学校との連携

- ・ 保育の内容の工夫、小学校との積極的な連携、子どもの育ちを支えるための資料の送付・活用

○ 保護者に対する支援

- ・ 保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援
- ・ 子どもの最善の利益の考慮、保護者とともに子育てに関わる視点、保護者の養育力の向上等に結び付く支援の重要性

○ 計画・評価、職員の資質向上

- ・ 保育実践の組織性・計画性を高めるための「保育課程」の編成
- ・ 自己評価の重要性、評価結果の公表
- ・ 研修や職員の自己研鑽等を通じた職員の資質向上、職員全体の専門性の向上
- ・ 施設長の責務の明確化

改定に伴う今後の検討課題

- 指針の趣旨・内容の保育現場等への伝達・普及
- 保育内容の充実に資するための制度改正(児童福祉施設最低基準の見直し)
 - ※ 養護及び教育を一体的に行うという保育所保育の特性を明記。
- 保育所における人材の確保と定着
- 保育環境等の整備
- 保育の質の向上のためのプログラムの策定